

華誠の法務ニュースレター

2019年06月 第9号

華誠の動向

華誠の助力で X GAMES 上海が成功裏に開催

法律の動向

全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国建築法」等の8つの法律の改正に関する決定

金融税務

銀行業、保険業で12条の対外開放新措置を実施

経営コンプライアンス

中国が「信頼できない実体のリスト」制度を構築

データセキュリティ

国家インターネット弁公室がデータセキュリティ管理方法について公開で意見募集

独占と競争

全国市場監督管理システム独占禁止作業会議を開催

文化娯楽

2018年度全国権利侵害海賊版取締十大事件を公表

争議解決

最高人民法院が公文書にて企業の利益配分完了のタイミングを明確化

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号: 200031

電話: (86-21) 5292-1111;
(86-21) 6350-0777

ファックス: (86-21)5292-1001;
(86-21) 6272-6366

E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号: 100027

電話: (86-10) 66256025

ファックス: (86-10) 6445-2797

E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

香港事務所:

香港中環荷李活道 32 号 建業崇基センター 2004 号室

電話: (86-21) 5292-1111*123;
(86-21) 852-3197-0091

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪ビル 18 階 A2 室

郵便番号: 150010

電話: (86-451) 8457-3032

ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000

E-mail:gansu@watsonband.com



今期の内容

華誠の動向

華誠の助力で X GAMES 上海が成功裏に開催……………5

法律の動向

全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国建築法」等の 8 つの法律の改正に関する決定……………6

国務院が 2019 立法作業計画を公布 ……………6

法務省、「重大行政意思決定手続暫定条例」を 9 月 1 日から施行……………6

金融税務

銀行業、保険業で 12 条の対外開放新措置を実施 ……………7

国務院関税税則委員会が米国原産の輸入品の一部に対する追徴関税の税率引上げ公告決定を公布……………7

両部門が集積回路設計企業とソフトウェア開発企業の税収優遇政策を明確化……………7

経営コンプライアンス

中国が「信頼できない実体のリスト」制度を構築……………8

「価格表示と価格詐欺禁止規定（意見募集稿）」、公開意見募集……………8

データセキュリティ

国家インターネット弁公室がデータセキュリティ管理方法について公開で意見募集……………9

国家インターネット情報弁公室が「サイバーセキュリティ審査弁法（意見募集稿）」を公布……………9

独占と競争

全国市場監督管理システム独占禁止作業会議を開催…………… 10

市場監督管理総局が 2018 年の独占禁止法執行十大典型的案件を公表 …………… 10



今期の内容

文化娯楽

2018年度全国権利侵害海賊版取締十大事件を公表	11
全国初の児童モデル保護規定を公布	11

争議解決

最高人民法院が公文書にて企業の利益配分完了のタイミングを明確化	12
---------------------------------------	----

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な状況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠の助力で X GAMES 上海が成功裏に開催

2019年6月1日から2日まで、Renextopが主催した極限のスポーツ大会 X GAMES 中国上海（以下、「X Games 上海」という）が上海国際観光リゾートで成功裏に行われた。これは ESPN 傘下の世界トップクラスの極限のスポーツ競技である X GAMES が初めて中国に上陸したものである。華誠法律事務所は REnextop の法律顧問として、今回の X GAMES 上海にテレビ放送、会場サービス、スポンサーシップ、市場開拓、人材募集等を含む全過程の法律サービスを提供した。

上海体育局が「国際体育競技の都建設3か年行動計画」を公表したという背景のもと、上海国際体育競技の発展は新たなステップを上るであろう。華誠は非常に強力な知的財産権法律サービスの利点を用いて、しっかりとしたサービスの経験を集め、文化娯楽メディア分野のクライアントの特別なニーズに応じて専門の文化娯楽サービスチームを設け、ラジオ・映画・テレビ、ニュース出版、芸能マネジメント、スポーツ・娯楽、広告メディアと文学芸術品取引などの文化娯楽メディア分野の専門の法律サービスを提供している。



国務院が2019立法作業計画を公布

5月11日、国務院弁公庁は「国務院2019年立法作業計画に関する通知」（以下、「計画」という）を公布した。「計画」で明らかにされた立法項目は3つの大きな種類に分かれ、合計59件の立法項目に及んでいる。その中には、全国人民代表大会常務委員会での審議を仰ぐ予定の法律案が13件、制定、修正予定の行政法規が42件、完成予定のその他の立法項目が4件含まれている。「計画」では、2019年に全国人民代表大会常務委員会に固体廃棄物汚染環境予防法の改正草案の審議を仰ぎ、非預金類貸付組織条例、違法な資金集めを処理する条例、都市住宅保障条例、住宅賃貸条例、PEファンド管理暫定条例などを制定して、外資銀行管理条例、企業所得税法実施条例、個人事業主条例などを改正することを打ち出した。

(中国政府網 より)

全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国建築法」等の8つの法律の改正に関する決定

全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国建築法」等の8つの法律の改正に関する決定（以下、「決定」という）が2019年4月23日に通過した。

「決定」では中華人民共和国建築法、中華人民共和国消防法、中華人民共和国商標法、中華人民共和国不正競争防止法等の8つの法律改正が行われた。このうち、「決定」では、建築法第8条の「施工許可証の取得申請は、以下の条件を満たすこと」の条件が修正された。また、「決定」では、商標法第4条第1項を「自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合は、商標局に商標の登録出願をしなければならない。使用を目的としない悪意ある商標の登録出願は、拒絶しなければならない」に修正し、第19条第3項を「商標代理機関は、依頼人の登録出願する商標が本法第4条、第15条及び第32条に規定する情状に該当することを知っているとき、又は知るべきであるときは、その依頼を受けてはならない」に修正した。

「中華人民共和国商標法」の修正条項は2019年11月1日から施行され、その他の法律の修正条項は公布日から施行された。

(人民網 より)

法務省、「重大行政意思決定手続暫定条例」を9月1日から施行

5月16日、中華人民共和国国務院新聞弁公室は「重大行政意思決定手続暫定条例」（以下、「条例」という）の事前説明会を開催した。「条例」は6章、計4条に分かれており、重大な行政意思決定事項の範囲、重大な行政意思決定の実行・調整手続、重大な行政意思決定への責任追及などの面について具体的な規定を作り、2019年9月1日から施行する。

条例は公衆の参加、専門家の論証、リスク評価、合法性審査、集団討論による決定を重点として、これらの5大法定手続の具体的な要件を一つ一つ明確にして細分化しており、主に次の2つの面で具現化している。一、重大な行政意思決定草案の過程で、公衆の参加、専門家の論証及びリスク評価手続の要件を具体的に示しており、法に基づく非公開を除き、公衆の意見を聞くべきであると規定している。二、合法性審査は必ず経なければならない手続であることを明確にしており、意思決定草案が合法性審査を受けていないか、審査の結果、合法でなかった場合、意思決定機関での討論用に提出することはできないことを明確にしている。集団討論による決定の場合は、ありのままに記録し、かつ責任追及と関連付けるべきである。

(人民網 より)

銀行業、保険業で12条の対外開放新措置を実施

中国銀行保険監督管理委員会はこのほど、銀行業、保険業の対外開放を更に拡大し、市場主体を豊かにして、市場の活力を呼び起こすために、12条の対外開放新措置を公布した。この12条の新措置には具体的に次の事項が含まれている。内外資一致の原則に基づき、単独の内資銀行と単独の外資銀行の内資商業銀行に対する持株比率の上限を同時に取り消す。外国の銀行が中国に外国法人の銀行を設立するための100億USドルの総資産要件と、外国の銀行が中国に支店を設立するための200億USドルの総資産要件を取り消す。域外の金融機関が信託会社に投資して株式を取得するための10億USドルの総資産要件を取り消す。域外の金融機関が中国の外資保険会社の株式を取ることを許可する。外国の保険仲介会社が中国で保険仲介業務を営むために必要な30年の経営年限、総資産が2億USドルを下回らないという要件等を取り消す。

(中国政府網 より)

国務院関税税則委員会が米国原産の輸入品の一部に対する追徴関税の税率引上げ公告決定を公布



「中華人民共和国対外貿易法」「中華人民共和国輸出入関税条例」などの法律法規と国際法の基本原則に基づき、党中央、国務院の承認を得て、国務院関税税則委員会は、2019年6月1日0時から、既に追徴関税を実施した600億USドルのリストのアメリカ商品の一部に対して、追徴関税の税率を上げ、それぞれ25%、20%または10%の追徴関税を実施する。これまでに5%の関税を追徴した税目商品には、引き続き5%関税が課される。

(財政部 より)

両部門が集積回路設計企業とソフトウェア開発企業の税収優遇政策を明確化

集積回路設計とソフトウェア産業の発展を支援するために、このほど、財務省と国家税務総局は集積回路設計企業とソフトウェア開発企業の税制優遇政策を明確にする公告を公布した。公告によると、法に基づいて設立され、かつ条件に適合する集積回路設計企業及びソフトウェア開発企業は、2018年12月31日以前の黒字化した年度から起算した優遇期間の1年目から2年目は企業所得税が免除され、3年目から5年目までは25%の法定税率を半減して企業所得税が徴収され、かつ期間満了まで享受する。

公告では、「条件に適合」というのは、「財政部、国家税務総局によるソフトウェア産業と集積回路産業の発展を更に奨励する企業所得税政策に関する通知」及び「財政部、国家税務総局、発展改革委員会、工業・情報化部によるソフトウェアと集積回路産業の企業所得税優遇政策に係る問題に関する通知」に規定する条件に適合することを指す旨を明確にしている。

(法制網 より)

「価格表示と価格詐欺禁止規定（意見募集稿）」、公開意見募集

5月30日、国家市場監督総局が作成した「価格表示と価格詐欺禁止規定（意見募集稿）」が公開して意見募集を行っており、意見のフィードバック締切は2019年6月30日までとなっている。

意見募集稿では、経営者が電子商取引、テレフォンショッピング、テレビショッピングなどの方法で商品を販売したり、サービスを提供したりする場合、ウェブページ、電子ドキュメント、電話の音声、ビデオ、またはその他の方法で価格表示を行うことができることに言及している。プロモーション行為の規範の面では、経営者が展開する価格プロモーションキャンペーンにおいて表示される価格プロモーション情報は、真実で正確で、明瞭で目立つものであるべきで、欺瞞性、誤導性のある言語、文字、数字、画像またはビデオなどを使用してはならない。価格詐欺行為の認定には、経営者が架空の事実を駆使し、真実の状況または人を誤解させるその他の価格手段を隠していないかどうか、価格手段に一般消費者を欺き誘導する効果があるかどうかを総合的に考慮すべきである。

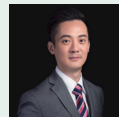
（国家市場監督管理総局 より）

中国が「信頼できない実体のリスト」制度を構築

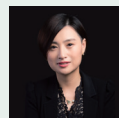
商務部スポークスマンの高峰は、5月31日の特別記者会見において、関連の法律規定に基づき、中国は「信頼できない実体のリスト」制度を構築すると述べた。市場ルールを遵守せず、契約の精神に背き、非商業目的で中国企業に対して封じ込め、又は供給を断つ措置を実施して、中国企業の正当な権益を著しく損なう外国企業、組織又は個人については、「信頼できない実体のリスト」に入れる。具体的な措置は近々発表される見込み。

（中国政府網 より）

中国においての経営コンプライアンスに関する更なる法律情報をお知りになりたい場合や、経営コンプライアンスについてどんなご質問をお持ちの場合でも、どうぞ華誠にご連絡ください。多くの華誠のコンプライアンス担当弁護士が法律コンサルティングサービスを誠心誠意ご提供させていただきます。



銭軍亮
パートナー所長, 弁護士
E-mail: Frank.qian@watsonband.com



呉月琴
パートナー, 弁護士
E-mail: Cathy.wu@watsonband.com



高澤
パートナー, 弁護士
Email: Ze.gao@watsonband.com

国家インターネット弁公室がデータセキュリティ管理方法について公開で意見募集

国家インターネット情報弁公室は28日、「データセキュリティ管理方法（意見募集稿）」について社会に向けて公開で意見を求めた。意見募集稿では、インターネットの運営者は、サービスの質を改善し、ユーザーの体験を向上させ、指向的に情報を送信し、新製品を開発するなどを理由に、許可のデフォルト化、機能のバイインディングなどの形式で、個人情報の主体が自らの個人情報を収集することに同意するよう強迫、誤導してはならないことを打ち出している。

データ収集の面において、意見募集稿では、インターネットの運営者がサイトやアプリケーションなどの製品を通じて個人情報を収集、使用する場合は、それぞれに収集、使用の規則を制定し、公開すべきであることを打ち出している。データセキュリティの監督管理の面においては、意見募集稿では、個人情報の漏洩、毀損、滅失などのデータセキュリティ事件が発生した場合、またはデータセキュリティ事件の発生するリスクが明らかに増大した場合、インターネットの運営者は直ちに救済措置を取るべきであると指摘している。

（国家インターネット情報弁公室 より）



国家インターネット情報弁公室が「サイバーセキュリティ審査弁法（意見募集稿）」を公布

中国国家インターネット情報弁公室は5月24日に「サイバーセキュリティ審査弁法（意見募集稿）」を対外的に公布した。意見募集稿には、サイバーセキュリティ審査を申告する購入活動について、運営者は購入の書類、契約、または拘束力のあるその他の手段を通じて、製品及びサービスの提供者にサイバーセキュリティ審査への協力を求め、かつ契約書はサイバーセキュリティ審査を通過してはじめて効力を発することができるという約定を製品及びサービスの提供者と結ぶべきであるとしている。

意見募集稿では、サイバーセキュリティ審査は、購入活動がもたらす可能性のある国家の安全に関するリスクを重点的に評価し、主に考慮する要素としては、重要な情報インフラの継続的な安全で安定した運行への影響、大量の個人情報と重要データの漏洩、滅失、破損、出国などを招く可能性、製品とサービスの可制御性、透明性、及びサプライチェーンの安全など、考慮する要素が合計7つあるとしている。

（国家インターネット情報弁公室 より）

全国市場監督管理システム独占禁止作業会議を開催

5月9日から10日まで、全国市場監督管理システム独占禁止作業会議が海南省海口市で開催され、市場監督管理総局副局長の甘霖が同会議に出席し、発言した。

甘霖は、現在の国内外の情勢は深刻で複雑な変化が発生しており、必ず中国の特色である社会主義新時代の独占禁止作業についての新たな要求を深く認識して、常に正確な作業の方向性を維持し、政府と市場、局部と全体、現在と長期、国内と国際などの4つの面の関係を適切に処理しなければならないと強調した。甘霖は2019年の全国独占禁止作業の遂行について次の5つの面の具体的な要求を挙げた。1、融合の実現を加速し、的確に独占禁止法執行チームの構築を強化する。2、有効な方式を探求し、競争政策の基礎的な地位を強化する。3、重点分野を強調し、独占禁止法執行作業を着実に遂行する。4、現実の需要を把握し、科学的に独占禁止の立法を推進する。5、作業の実際の効果を重視して、良好な外部環境を作るよう努力する。

(国家市場監督管理総局 より)

市場監督管理総局が2018年の独占禁止法執行十大典型的案件を公表

5月9日、全国市場監督管理システム独占禁止作業会議が海南省海口市で開催され、会議の席で、氷酢酸原料薬独占事件、哈大齊地区天然ガス垂直型カルテル事件、天津港コンテナヤード経営企業カルテル事件、クロルフェニラミンマレイン酸塩独占事件、ウォルトディズニーによる21世紀フォックス有限会社株買収事件、ユナイテッド・テクノロジー社によるロックウェル・コリンズ社株買収事件、エシロール・インターナショナルとルックスオティカグループの合併事件、内モンゴル自治区公安厅による行政権力濫用・競争制限排除事件、北京市公安局公安交通局による行政権力濫用・競争制限排除事件、済南市都市・農村建設委員会による行政権力濫用・制限競争排除事件を含む市場監督管理総局2018年独占禁止法執行十大典型事例が公表された。



(国家市場監督管理総局 より)

2018 年度全国権利侵害海賊版取締十大事件を公表

知的所有権の日を記念して、4月26日、国家版權局は全国の「掃黃打非（訳注：ポルノの取締、違法または著作権違反の映像や書籍等の取締）」弁公室と連合で、2018年度全国権利侵害海賊版取締十大事件を共同で公表した。十大事件には、北京環球天下教育科技有限公司による海賊版電子出版物伝播事件、上海の「3D 播播 VR」アプリ 3D 海賊版映像伝播事件、江蘇無錫のウィーチャット公衆号「紫薯影院」による海賊版映画作品伝播事件、天津百練教育科技集団有限公司による海賊版トレーニング教材販売事件、北京の「8・08」による海賊版少年図書販売事件、広東の龍某等によるオンラインゲームプライベートサーバ運営事件、江蘇淮安の「BT 天国」による海賊版映画作品オンライン伝播事件、四川成都の伍某等による海賊版補助教材製造販売事件、浙江嘉興の段某等による海賊版図書製造販売事件、江西永新の陳某等による海賊版補助教材販売事件が含まれている。

（法制網 より）

全国初の児童モデル保護規定を公布

児童モデル業界を更に規範化し、未成年者の合法的な権利權益を守るために、5月7日、浙江省杭州市江海区人民檢察院と杭州市江海区市場監督管理局、共青团杭州市江区委員会は「児童モデルの活動の規範化、未成年者の合法的な権利權益の保護に関する意見」（以下、「意見」という）を公布した。知るところによれば、これは全国初の児童モデルの保護メカニズムである。

「意見」には主に、児童モデル活動の範囲、児童モデル活動に関わる従業員及び児童モデルの保護者の法的責任、職能部門の仕事内容などが含まれており、児童労働者を使用できない、または実質的に使用できないということに重点を置いて、未成年者が教育を受ける権利の保障などを規範化し、児童モデルの活動は児童の心身の発達の規律と特徴に合うべきであると提唱している。例えば、児童モデルの活動において、10歳未満の未成年者を広告のイメージキャラクターとして使用してはならず、1週間または累計1か月を超えて児童モデルを連続使用して、児童モデルの中途退学、または実質的な中途退学を招いてはならず、連続で4時間を超えて活動してはならないなどである。

（法制網 より）

最高人民法院が公文書にて企業の利益配分完了のタイミングを明確化

4月28日、最高人民法院は、株主の権利権益の保護などをめぐる紛争事件における法律適用の問題について規定した「最高人民法院による『中華人民共和国会社法』の適用についての若干の問題に関する規定（五）」（以下「規定」という）を公布した。

「規定」の内容は主に、法定手続の履行において関連する取引の賠償責任を免除できないこと、董事職の理由なき解除と相応の離職補償、会社が利益配分の決議をした後、利益配分を完了するまでの最長期限を明確にしており、有限責任会社の株主の重大な隔たりを解決するメカニズムを構築し、裁判所は関連する事件の審理で調停を強化し、株主の協議によって隔たりを解決して、会社を正常な経営に戻し、会社の解散を避けるよう導いている。

（最高人民法院 より）

